

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定
と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整理表

令和5年12月

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定と廃棄物埋設事業変更許可申請書との整理表

変更後（下線部は変更箇所）	許可（対応箇所抜粋）	説明
<p>目次（変更なし）</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制</p> <p>第1節 組織及び職務</p> <p>第4条 ～ 第5条（変更なし）</p> <p>第2節 委員会 （委員会の設置）</p> <p>第6条 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を、原子力科学研究所に原子炉施設等安全審査委員会及び品質保証推進委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、機構の役員及び職員のうちから、理事長が指名する。</p> <p>3 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>4 原子炉施設等安全審査委員会の委員長は、第8条第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>5 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、原子力科学研究所の職員等のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>6 品質保証推進委員会の委員長は、第8条の2第1項について審議するときは、廃棄物取扱主任者の出席を求めなければならない。</p> <p>第7条 ～ 第9条（変更なし）</p> <p>第3節</p> <p>第10条 ～ 第12条（変更なし）</p> <p>第3章 ～ 第9章</p> <p>第13条 ～ 第31条（変更なし）</p> <p>図4.1 ～ 図4.2（変更なし）</p> <p>表4.2.1（変更なし）</p> <p>別表第1 ～ 別表第3（変更なし）</p> <p>別図第1 ～ 別図第2（変更なし）</p> <p>別記標識第1（変更なし）</p>	<p>【本文】</p> <p>7. 廃棄物埋施設又は廃棄物管理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>廃棄物埋施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、次の品質管理体制の計画（以下「品質管理計画」という。）に定める要求事項に従って、保安活動の計画、実施、評価及び改善を行う。</p> <p style="text-align: center;">【品質管理計画】</p> <p>1. 目的 ～ 5. 経営者等の責任（記載省略）</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の確保（記載省略）</p> <p>6.2 人的資源</p> <p>6.2.1 一般</p> <p>(1) 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3)（記載省略）</p> <p>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識（記載省略）</p> <p>7. 業務の計画及び実施 ～ 8. 評価及び改善（記載省略）</p>	<p>左記のとおり許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。 （指名対象者の見直しに伴う変更）</p>